

就学援助制度のお知らせ

静岡市教育委員会

静岡市では、お子さんを小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費・給食費などの一部を援助する制度を設けています。

援助を希望される方はこのお知らせをお読みいただき、お子さんの通われる学校へ申請してください。

1 就学援助の対象となる方

静岡市に居住し、公立小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち次の(1)または(2)に該当する方

- (1)生活保護を受けている方
- (2)経済的にお困りの方で、同居の家族全員の年間収入の合計額から社会保険料等を引いた額が、市が定める認定基準以下の方

注1:世帯分離していても、同じ住居で生活している場合は同居家族となり収入の合計額に含めます。
注2:同居の家族の収入には、児童扶養手当、障害者関係手当、他の親族からの援助、養育費、単身赴任中の保護者の収入、その他手当金等を含みます。

<認定基準となる収入の目安額(年額)>

※この金額は目安です。令和6年中の収入が基準以下の場合、就学援助の対象となります。
※家族の年齢構成、収入の種類などにより認定基準となる金額が変わります。基準以下の収入となるか不明な場合は、教育委員会で審査しますので申請をお願いします。

区 分	同居家族人員	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
家族構成(例)		保護者 38 歳 子 13 歳	保護者 38 歳 39 歳 子 13 歳	保護者 38 歳 39 歳 子 13 歳 11 歳	保護者 38 歳 39 歳 子 13 歳 11 歳 8 歳	保護者 38 歳 39 歳 子 13 歳 11 歳 8 歳 6 歳
持ち家の場合	事業所得の場合	約 240 万円	約 260 万円	約 310 万円	約 360 万円	約 400 万円
	給与収入の場合	約 280 万円	約 300 万円	約 360 万円	約 420 万円	約 470 万円
賃貸住宅の場合	事業所得の場合	約 310 万円	約 340 万円	約 390 万円	約 440 万円	約 490 万円
	給与収入の場合	約 360 万円	約 390 万円	約 450 万円	約 500 万円	約 560 万円

※事業所得とは、総収入から必要経費を引いた後の金額、給与収入とは、源泉徴収票の「支払金額」欄の金額です。

2 申請に必要な書類

- ① 申請書「様式第1号 準要保護児童生徒に係る就学援助費申請書」
- ② 口座振込依頼書「様式 7-1 号 口座振込依頼書」
- ③ その他 下の項目に該当する場合は、書類の提出をお願いします。(生活保護を受けている方は不要です)

令和7年1月1日に静岡市に住民票がない場合	令和7年1月1日の住民登録地で発行される「令和7年度市民税・県民税課税証明書」等の収入額及び所得額が確認できるものを提出してください。
失業手当・遺族年金・障害年金・企業年金・手当金等を受給している場合	「雇用保険受給資格者票の写し」、「額の改定通知書の写し」、「支払通知書の写し」など、審査対象の期間※の受給額が確認できるものを提出してください。
無収入等で確定申告義務のない方がいる場合(令和7年3月 31 日時点で19歳以上の人)	「令和7年度市民税・県民税の申告受付書の写し」を提出してください。 ※申告場所:市民税課(054-221-1041)又は清水市税事務所(054-354-2072)
別居中の配偶者がいる方(単身赴任等)	配偶者の住民登録地で発行される「令和7年度市民税・県民税課税証明書」等収入額及び所得額が確認できるものを提出してください。
離婚調停中である場合	調停申立書や訴状の写し等を提出してください。
2世帯住宅等で生計を別にしている同居の方がいる場合	申請者世帯及び同居人世帯名義の光熱水費請求書の写し(同年同月のもの)等、生計が別であることを証する資料の提出が必要です。 ※上記書類の提出ができない場合は、同居家族とみなします。
現在の収入状況が、審査対象の期間※の状況と大きく異なる場合	審査対象の期間※から大きく減収した等の理由で、現在の状況での審査を希望される場合は、直近3カ月分の収入が確認できる書類を提出してください。 <u>申請書裏面の「賞与の有無」欄にも必ずご記入ください。</u>

※審査対象の期間 令和6年1月1日から令和6年 12 月 31 日までの期間の収入を基に審査します。

3 申請方法

提出先 お子さんの通っている学校
※兄弟姉妹が別々の小・中学校に在籍している場合はそれぞれに提出してください。

4 認定期間

認定期間は申請が受け付けられた当月から令和8年6月末までです。
※令和7年度の中学3年生は、令和8年3月31日まで

5 申請期間 ～各学校の提出期限までに申請書類を提出してください～

各月末日まで(認定期間:申請した月から6月末まで)

6 援助の種類と支給予定額(年額) ※金額は予定です。変更する場合があります。

費 目		準要保護(生活保護でない方)		要保護(生活保護の方)
		小学校	中学校	小学校・中学校
入学準備金 (入学前及び 4 月認定の新1年生のみ)		57,060 円	63,000 円	
学 用 品 費		11,630 円	22,730 円	
通学用品費(1年生以外)		2,270 円	2,270 円	
校外活動費 (交通費・見学科)	宿泊なし	上限 1,600 円	上限 2,310 円	
	宿泊あり	上限 3,690 円	上限 6,210 円	
通 学 費		定期券購入費相当額		
学 校 給 食 費		給食費保護者負担分		
体育実技用具 (部活動は対象外)			柔道着購入費 上限 7,650 円	
修 学 旅 行 費		全参加者が同一の行動をし、一律に負担する経費 ※小・中を通じてそれぞれ1回		
医 療 費 (対象疾病の治療費)		＜対象疾病＞ むし歯、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、中耳炎、結膜炎、 寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹(とびひ)、トラコーマ		

注1: 年度の途中で認定された場合は、期間に応じた額を援助します。
注2:「通学費」は、バス・電車通学をする者(指定校変更をしている場合を除きます)のうち、片道の通学距離が小学校4km、中学校は6km 以上の者が支給の対象となります。また特別支援学級に在籍する方等も支給の対象となります。
なお、静岡市遠距離通学事業補助金を受給している方は、就学援助制度の「通学費」は支給されません。

7 支給方法

- (1) 就学援助費の支給は、提出いただいた口座振込依頼書に記載の保護者口座へ振り込みます。
- (2) 通学費と体育実技用品費の援助については、領収書(コピー可)が必要です。
- (3) 上記記載の年額を年3回に分けて支給します。認定された月により支給額は異なります。
- (4) 学校預かり金のうち就学援助の対象のものについて未納が生じた場合は学校に支払う場合があります。

8 注意事項

- ・申請内容に変更があった場合は必ずお子さんの通っている学校へご連絡ください。
- ・申請書の記入内容の不備や提出書類の不足等の場合は、学校を通じて再提出をお願いする場合があります。

9 その他

お子さんが安心して学校生活を送れるように、学校と連携しながら就学援助を行っています。申請内容については、プライバシーに十分配慮して取り扱います。

問い合わせ先 お子さんの通っている学校
静岡市教育委員会事務局 児童生徒支援課 就学援助係 (054-354-2532)